



Y's Consulting

Y's Consulting Limited

最新中国経済ニュース
2016年7月号 No.1607

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖区建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《「五証合一、一照一碼」登記制度改革の加速促進に関する通達》
2. 《関連者間取引申告と同期資料管理の整備に関する公告》
3. 2016年7月より施行の法律法規

主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《「五証合一、一照一碼」登記制度改革の加速促進に関する通達》

通達番号: 国弁発[2016]53号

公布日: 2016年6月30日

実施日: 2016年10月1日

2016年6月30日、国务院弁公庁は《「五証合一、一照一碼」登記制度改革の加速促進に関する通達》を公布した。

1. 概要

2016年10月1日より、工商營業許可証、組織機構代碼証、稅務登記証を一本化した、「三証合一」改革の基礎の上に、さらに社会保險登記証、統計登記証を一本化させ、5つの証明書が統一社会信用コードとして統合される。

2. 手続きに関して

- (1) すでに「三証合一」の營業許可証を取得している企業は「五証合一」の登記申請は不要。登記期間から登記情報を社会保險局、統計局に送付する。
- (2) 「五証合一」は2016年10月1日から正式に実施する。
- (3) 改革後は、社会保險登記証と統計登記証を使用する手続きを全て營業許可証に変更する。

2. 《関連者間取引申告と同期資料管理の整備に関する公告》

通達番号: 国家稅務總局公告 2016年 42号

公布日: 2016年6月29日

2016年6月29日、国家稅務總局は、《関連者間取引申告と同期資料管理の整備に関する公告》を公布した。

1. 概要

関連企業の定義の明確化

関連取引の明確化

企業集団(55 億元超)における別途資料作成義務

2. 同期資料を作成すべき企業

- (1) 国際間取引関連取引が発生しかつ、当該企業の連結財務報告書を作成すべき企業集団
- (2) 関連取引総額が 10 億元を超える場合

3. 関連取引金額が以下の条件に符号する企業は同期資料作成を行う

- (1) 有形資産所有権譲渡金額(来両加工業務は年度輸出入報関価格計算に基づく)2 億元を超える場合
- (2) 金融資産譲渡金額 1 億元を超える場合
- (3) 無形資産所有権譲渡金額 1 億元を超える場合
- (4) その他関連取引金額合計 4,000 万元を超える場合

2016 年 7 月より施行の法律法規

2016 年 7 月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《民間投資関連活動をさらに適切に行うことに関する通達》

通達番号:国弁発明電[2016]12 号・公布日:2016 年 7 月 1 日・実施日:同日

《「納税信用 A 級納税者への共同奨励措置の実施に関する協力覚書」の印刷・発布に関する通達》

通達番号:発改財金[2016]1467 号・公布日:2016 年 7 月 8 日・実施日:同日

主要経済統計

2016 年 6 月主要経済統計

固定資産投資:258,360 億元(前年同期比+9.0%)

貿易総額:3,126.6 億米ドル

第一次産業:7,460 億元(前年同期比+21.1%)

輸出総額:1,803.8 億米ドル(前年同期比-4.8%)

第二次産業:101,702 億元(前年同期比+4.4%)

輸入総額:1,322.8 億米ドル(前年同期比-8.4%)

第三次産業:53,197 億元(前年同期比+12.6%)

貿易収支:481.1 億米ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】京滬高速鉄道開業初の業績黒字

北京と上海を結ぶ京滬高速鉄道の2015年の業績が黒字であることがこのほど、明らかになった。11年に営業を開始して以来、京滬高速が黒字になったのは初めてとみられる。

京滬高速を運営する京滬高速鐵路股フェン有限公司は非上場企業で、業績を開示していない。同社の株主である天津鐵路建設集団がこのほど、社債発行に合わせ、同路線の業績を明らかにした。

それによると、15年の業績は営業収入が234億2400万元、純利益が65億8100万元。15年の利用者数は1億3000万人で、乗客1人当たりの利益は約50元となった。

【蘇州】中国側財団が2015年度株主総会、取締役会、監査役会を開催

6月29日、蘇州工業園區株式有限公司(略称:中国側財団)が、金鷄湖國際會議センターで2015年度株主総会、取締役会、監査役会を開催した。同会議では中国側財団の過去一年の業務が回顧総括され、同社の「『第13次五カ年計画』発展計画」が審議で可決され、2016年の発展目標と具体的事務が確実に配置された。

中国側財団は中国とシンガポール両国政府が協力して蘇州工業園區を開発するというこの新たな協力モデルと開発体制に適応するため、1996年5月に発起・設立され、中央、江蘇省、蘇州市の14社の国有大企業により組織され、中国側を出資主体として、中国シンガポール蘇州工業園區開發集團株式有限公司(CSSD)に対して株主責任を果たすことになっている。草創期、成長期、転換期を経て、同社はイノベーションと発展の時期を迎えている。二十年来、中国側財団は「市場運営、プラットフォーム統合、リソース共有、協力ウィンウィン」を経営理念とし、専門化の投資手段により地域の経済イノベーションと発展や、転換アップグレードを後押しすることに尽力し、最近の三年では平均純利潤は約2億元/年にのぼり、これまでの累計総資産が300億元に達した。

中国側財団は園區の中国側の投資主体として、中国シンガポール間の協力関係を堅持し、中国シンガポール集団の大株主としての責任を確実に履行し、イノベーション発展と安定かつ堅実な経営を続け、企業の純利潤の「十五年連続増加」を達成した。次なる一歩として、中国側財団はCSSDの上場に協力し、企業管理を絶えず完備させ、管理システムを整え、穏やかな足取りで監査役制度や、賞給与考査委員会、会計監査委員会などを推進し、着実な投資を堅持し、人材育成に力を入れていく。

【深圳】深圳市地方税務局 深圳市における一部の個人所得税控除基準および免税基準を調整することに関する通達

公布日:2016年6月29日

深圳市地方税務局は、2016年6月29日付けで、『深圳市における2016年度個人所得税控除規程および免税基準を調整することに関する通達』(以下、『通達』)を公布しました。

雇用会社との労働関係を解除することにより個人が取得する一時性補償収入に係る個人所得税法上の取扱に関しては、主に『個人が労働契約を解除することにより取得する経済補償金に係る個人所得税徴収に関する問題についての通達』(国税発[1999]178号)及び『個人と雇用会社との労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入に係る個人所得税徴収免除に関する問題についての通達』(財税[2001]157号)により、

下記のように規定されております。

1. 計算方法: 国税発[1999]178号

課税所得額 = ((経済補償金収入 - 免除限度額) ÷ 勤続年数 - 3,500) × 適用税率 - 速算控除額 × 勤続年数

※上記計算方法は、深圳市における計算方法となります。

各地域によって、計算式において 3,500 元 (外国人は 4,800 元) の控除可能費用を減額するタイミングが異なる等の違いが御座います。

2. 免除金額: 財税[2001]157号

国税発[1999]178号が規定する免除限度額は、当地における前年平均給与の 3 倍

当該『通達』により、深圳市内の会社で就業する個人が、当該会社と労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入の免税金額が 2015 年度の 217,953 元 (深圳市における 2014 年平均給与 72,651 元の 3 倍) から 243,102 元 (深圳市における 2015 年平均給与 81,034 元の 3 倍) に変更されております。

<http://www.szds.gov.cn/szds/0100/201607/e76e9772ae724a8bac520c33e92c6b27.shtml>

【深圳】2016 年住宅積立金積立基数及び比率を調整することに関する通知

公布日: 2016 年 6 月 23 日

深圳市住宅積立金管理中心は、2016 年 6 月 23 日付けで『2016 年住宅積立金積立基数及び比率を調整することに関する通知』(以下『通知』)を公布いたしました。

当該『通知』により、深圳市における 2016 年 7 月 1 日から 2017 年 6 月 31 日の住宅積立金積立基数が、以下のように変更されます。

(1) 基数: 前年月平均給与

2016 年月平均給与 ⇒ 2015 年月平均給与

(2) 上限: 深圳市前年月平均給与の 5 倍

30,271 元 (6,054.25 元/月 × 5) ⇒ 33,765 元 (6,753 元/月 × 5)

(3) 下限: 最低賃金水準

1,808 元 ⇒ 2,030 元

http://www.szgs.gov.cn/art/2016/7/22/art_252_45036.html

【深圳】2016 年社会保険納付基数を調整することに関する通知

公布日: 2016 年 6 月 15 日

深圳市社会保険基金管理局は、2016 年 6 月 15 日付けで『2016 年社会保険納付基数を調整することに関する通知』(以下『通知』)を公布いたしました。

当該『通知』により、深圳市における 2016 年 7 月 1 日から 2017 年 6 月 31 日の納付基数および上下限が、以下のように変更されます。

(1) 養老保険、労災保険、生育保険

・ 上限: 深圳市前年月平均給与の 3 倍 18,162.75 元 ⇒ 20,259 元 (6,753 元/月 × 3)

(2) 医療保険 (第一種)

・ 上限: 深圳市前年月平均給与の 3 倍 18,162.75 元 ⇒ 20,259 元 (6,753 元/月 × 3)

・ 下限: 深圳市前年月平均給与の 60% 3,632.55 元 ⇒ 4,051.8 (6,753 元/月 × 60%)

(3) 医療保険(第二種および第三種)

・ 基数: 深圳市前年月平均給与 6,054.25 元 ⇒ 6,753 元

http://www.szsi.gov.cn/sbjxxgk/tzgg/simtg/201606/t20160620_3710468.htm